



厚生労働省岩手労働局発表  
平成 30 年 3 月 2 日

報道関係者 各位

【照会先】  
岩手労働局労働基準部監督課  
監督課長 宮崎一彦  
主任監察監督官 川上 明  
電話 019-604-3006

**県内建設業一斉監督指導の実施結果を公表します**  
～ 監督指導を実施した 6 割の工事現場で法違反を確認 ～

1 東日本大震災復旧・復興工事の本格化に伴い多くの工事が継続されており、労働災害の発生が危惧されるところ、特に年末年始は労働災害の多発が懸念される季節であることから、岩手労働局（局長 久古谷敏行）では、平成 29 年 12 月 1 日（金）から同月 27 日（水）まで、建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しましたので、その結果を公表します。

130 現場について監督指導を実施した結果、80 現場（61.5%）で法違反を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。

**【結果の概要】（詳細は別添 1 のとおり）**

1 監督指導実施現場数	130 現場
2 法違反を認めた現場数	80 現場 違反率 61.5%
うち 内陸地域	53 現場 違反率 67.1%
沿岸地域	27 現場 違反率 52.9%

2 県内建設業一斉監督指導の実施結果を受けて、発注機関・建設業関係団体（合計 96 団体）に対して、今後の労働災害防止対策と過重労働による健康障害（過労死等）の防止に向けた取組として、6 項目の重点事項の徹底を要請しました。（要請内容については別添 2 「要請書」参照）

3 建設工事現場における労働安全衛生法違反について、死亡災害の発生等の重大な事態につながる危険性が高いことから、引き続き、発注機関とも連携しつつ、建設工事現場に対する重点的な監督指導等を実施することとしています。

また、このたびの監督指導では、違法な時間外労働は認められませんでした。今後、長時間労働が疑われる建設工事現場に対する監督指導を徹底するほか、特に東日本大震災からの復旧・復興工事においては、「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス宣言」に基づき過労死等の防止に向けた取組を推進していきます。

## 平成29年度 県内建設業一斉監督指導実施結果

## 1 監督指導実施状況

県内の監督指導実施現場数(以下「監督現場数」という。)は130現場で、このうち何らかの労働安全衛生法違反を認めた現場(以下「違反現場数」という。)は80現場であった。監督現場数に対する法違反現場数の割合(以下「違反率」という。)は61.5%であった。

内陸地域と沿岸地域の別では、内陸地域での監督現場数は79現場、違反現場数は53現場(違反率67.1%)、沿岸地域での監督現場数は51現場、違反現場数は27現場(違反率52.9%)であった。

また、法違反を認めた現場のうち、危険箇所への立入禁止や作業停止、機械設備等の使用停止等(以下単に「使用停止等」という。)の行政処分を行ったのは11現場(内陸地域10現場、沿岸地域1現場)であった。

&lt;表1&gt;

	監督指導実施現場	うち、違反を認めた現場	使用停止等	違反率
合計	130現場	80現場	11現場	61.5%
内陸地域	79現場	53現場	10現場	67.1%
沿岸地域	51現場	27現場	1現場	52.9%

※ 内陸地域は盛岡署・花巻署・一関署の管轄地域を、沿岸地域は二戸署、宮古署、釜石署、大船渡署の管轄地域を示す。

## 2 項目別の違反状況

項目別の法違反では、「元方事業者の講ずべき措置等(\*1)」が最も多くなっており、62現場(違反率47.7%)でその違反を認めている。

以下、「墜落防止措置(\*2)」「(55現場、違反率42.3%)」、「車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置(\*3)」「(19現場、同14.6%)」、「作業主任者の選任・職務(\*4)」「(11現場、同8.5%)の順となっている。

&lt;表2&gt;

項目別違反状況	違反現場数	違反率%	使用停止等
元方事業者の講ずべき措置等	62	47.7	6
墜落防止措置	55	42.3	11
車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置	19	14.6	0
作業主任者の選任・職務	11	8.5	

※ 1つの現場で複数の違反があった場合があるため、表1の合計と表2の違反現場数の計とは一致しない。

\*1 下請が法令に違反しないよう必要な指導を元請が行っていない等

\*2 高さ2メートル以上の足場や作業床の端に手すり等を設けていない等

\*3 車両系建設機械(ドラグショベル)、移動式クレーン等を使用して作業を行う場合に作業計画を定めていない、接触する危険のある箇所に立入禁止措置等を講じていない等

\*4 労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業において、作業主任者を選任していない、作業主任者にその職務を履行させていない等

### 3 主な違反の態様

#### (1) 元方事業者の講ずべき措置等

- ① 木造家屋建築工事現場において、元請の現場代理人が現場の安全確保のための巡視を怠っていたことから是正勧告した。また、下請に対して安全な作業を行う上で必要な指導を行っていなかったことから併せて是正勧告した。
- ② 道路工事現場において、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）を用いた掘削作業を行うに当たり、元請が車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の配置に関する作業計画を未作成であったことから是正勧告した。

#### (2) 墜落防止措置

- ① 建築工事現場において、外部足場の一部に墜落防止のための手すりが設けられていなかったことについて、下請及び元請に対し、作業の停止を命ずるとともに、手すりの取り付けを命じた。
- ② 建築工事現場において、内部足場に手すりは設けられていたが、中さん、幅木等を設けていなかったことから、下請及び元請に対し、作業の停止を命ずるとともに、中さん、幅木等の取り付けを命じた。

#### (3) 車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置

- ① 下水道工事現場において、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）を用いて、その主たる用途以外の用途となる荷の吊り上げ作業を行っていたこと、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）のオペレーターが荷を吊り上げたまま運転席から離れていたことから是正勧告した。
- ② 建築工事現場において、移動式クレーン、高所作業車、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）を使用して作業を行うに当たり、作業計画を作成していなかったことから是正勧告した。

#### (4) 作業主任者の選任・職務

- ① 下水道工事現場において、土止め支保工の組み立て作業を行うに当たり、土止め支保工作業主任者を選任していないことから是正勧告した。
- ② 建築工事現場において、鉄骨の組み立て作業主任者を選任していたが、安全帯の使用状況を監視する等作業主任者としての職務を行っていなかったことから是正勧告した。

(写)

別添2

岩労発基 0302 第1号  
平成 30 年 3 月 2 日

(発注機関・建設業関係団体) 殿

岩手労働局長

建設工事現場における労働災害防止対策の及び過重  
労働による健康障害(過労死等)の防止対策  
の徹底について(要請)

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から労働行政に対し格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩手労働局では、関係者の皆様方の御協力を得て建設業における労働災害の防止に取り組んでいるところですが、特に年末年始にかけては、慌ただしさに加えて路面凍結等の労働環境の悪化による労働災害の発生及び過重労働による健康障害(過労死等)の発生も懸念されることから、平成29年12月1日から同月27日までの間、建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しました。

その結果、監督指導を実施した130現場のうち80現場(61.5%)で何らかの労働安全衛生法違反を認め、特に、重篤な労働災害につながりかねない墜落防止措置、重機との接触防止措置、作業主任者の選任・職務に係る法違反については、それぞれ55現場(42.3%)、19現場(14.6%)、11現場(8.5%)で認められたところです。

また、過労死等の防止対策については、「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス宣言」宣言に基づく取組の推進をはじめとして周知啓発を行っており、このたびの監督指導では違法な時間外労働は認められませんでした。過労死等を防止するためには継続して積極的な取組が必要です。

つきましては、別紙1の「監督指導実施結果」及び別紙2の「建設工事現場における労働災害防止のための6項目の重点事項」についてあらゆる機会を捉えて関係事業者にも周知いただくとともに、今後、貴機関・団体においてパトロール等を実施される際にも、特に別紙2の6項目を重点事項として、御指導いただきますようお願い申し上げます。

## 建設工事現場における労働災害防止のための6項目の重点事項

### 1 元方事業者の下請事業者に対する指導の徹底

工事全般について大きな権限と責任を有する元方事業者が、工事現場において法令違反が生じないように下請事業者を適切に指導することにより、元方事業者と下請事業者が一体となって労働災害の防止を図ること。

### 2 墜落防止措置の徹底

高さ2メートル以上の足場や作業床の端、開口部等に手すり等を設けるなど法令に基づく墜落防止措置を徹底すること。特に、作業の必要上、臨時に手すり等を取り外した場合に、作業を終えた後も復旧されないままとなっている現場が散見される等安全意識が必ずしも全ての作業員に徹底されていない実態が認められることから、速やかに復旧することを徹底するとともに、日常点検を確実にを行うこと。

### 3 建設機械による災害防止対策の徹底

車両系建設機械や移動式クレーン等を使用する場合には、あらかじめ作業計画を作成して作業を行うこと。また、作業中との接触を防止するための立入禁止措置など法令に基づく措置を確実に講ずること。

### 4 作業主任者の選任と職務の励行

作業主任者を選任すべき作業は労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業であることから、作業主任者を選任し、当該作業主任者の指名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、その職務の励行を徹底すること。

### 5 安全意識の高揚

労働災害を防止するためには、作業員一人ひとりが安全を優先した作業を徹底することが重要であることから、例えば「安全決意宣言」の活動を実施する等、作業員一人ひとりの安全意識の高揚を図ること。

### 6 過重労働による健康障害（過労死等）の防止

過重労働による健康障害を防止するためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要であることから、長時間労働を前提とした労働慣行を見直し、早く帰る労働慣行への転換を図るため、トップによるメッセージの発信、ノー残業デーの設定、労働時間の適正な把握、時間外・休日労働の削減、睡眠時間の確保など労働者の健康づくりの取組を推進すること。



# 「早期復興のために 今日は早めにお帰りください。」



震災復旧・復興工事を発注・施工する私たちは、「いわてリアス宣言」を守ります。

震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す **いわてリアス宣言** (平成29年7月28日採択)

- 震災復旧・復興工事に携わる労働者の過重労働を容認しません
- 震災復旧・復興工事に携わる労働者の適正な労働時間管理や過重労働の未然防止に向けた職場環境づくりに協力して取り組みます
- 岩手県沿岸地域の取組を他地域に発信・展開し、あらゆる震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す運動につなげます

## — お 願 い —

- 現場で土曜閉所日を設け、毎月1回以上達成しましょう。
- 月1回以上、定時退社を実践しましょう。
- 時間外・休日労働は月80時間以内となるようにしましょう。

### 震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス会議

賛同者(順不同): 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、釜石港湾事務所、南三陸国道事務所、岩手県 農林水産部、県土整備部、盛岡広域振興局、県北広域振興局、沿岸広域振興局、県南広域振興局、久慈市、洋野町、野田村、普代村、岩泉町、宮古市、山田町、田野畑村、大槌町、釜石市、遠野市、大船渡市、陸前高田市、一般社団法人岩手県建設業協会、建設業労働災害防止協会岩手支援センター、建設業労働災害防止協会岩手県支部、岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会、東北電力(株)岩手支店、東日本電信電話(株)東北復興推進室、NTT 東日本-東北、NTT インフラネット岩手支店、東日本旅客鉄道(株)東北工事事務所、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部、仙台建設労務管理研究会、東急建設(株)、清水建設(株)、五洋建設(株)、(株)熊谷組、(株)大林組、大成建設(株)、青木あすなろ建設(株)、飛鳥建設(株)

主催: 岩手労働局、二戸労働基準監督署、宮古労働基準監督署、釜石労働基準監督署、大船渡労働基準監督署



厚生労働省 岩手労働局 労働基準監督署